

逗子文化プラザホール指定管理者  
中間評価に関する報告書

平成 28 年 12 月

逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会

## 中間評価に当たって

逗子文化プラザホールは、平成 26 年 4 月 1 日から指定管理者制度による管理運営がなされるようになった。指定管理者候補は公募により選定され、優先交渉権者となった逗子文化プラザパートナーズが議会議決を経て指定管理者となった。

指定管理期間は平成 30 年 3 月 31 日までの 4 年間であり、その中間点を折り返した平成 28 年度に、逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）としてこの中間評価を行うこととなった。この報告書はこの中間評価の結果を取りまとめたものである。

委員会は外部委員のみで構成され、評価主体としては第三者機関であり、いわゆる外部評価・第三者評価に位置付けされるものである。中間評価に当たり、様々な視点や方法の評価の実施が考えられた。直営から指定管理者制度に代わってまだ 2 年強であり、初年度の事業等は指定管理者が決定する以前にかなり固まっていたなどの事情もあり、今回の中間評価としては、選定段階での評価課題を基本に、指定管理者の能力の発揮が期待される項目などを評価課題として、中間評価を行うこととした。

選定段階での指定管理者の提案や他者よりも優れていた点が、前半期においてどのように成果・達成として実現し、また解決すべき課題や隘路を認識し、後半期にその解決を図ろうとしているのかを明確にする。それらを指定管理者及び行政の両者が共有し、後半期の指定管理の改善につなげていくことを狙ったものである。

指定管理者制度は、行政の業務の一部を代行するものであり、従来の管理運営委託とは異なる。指定管理者と行政との関係は協働するパートナーであり、モニタリングや評価なども、悪いところを掘りだして追求するのではなく、大きな問題が発生しないように業務をチェックし、課題を共有し、不断の改善をして、効率的で適切な公共サービスを提供していくことが目的である。従って、指定管理者についての評価ではあるが、同時に指定管理者制度の運用の仕組み、行政側の取組みなども評価の範囲に入ってくる。これらをも含め改善を図っていくことが、指定管理者制度を育み、より良い成果を産み出すために必要なことである。

今回、指定管理者である逗子文化プラザパートナーズには、2 か年の成果を踏まえた振り返りのための新たな資料作成をお願いした。日常的な業務に加え、評価のための資料を短期間に作成いただいたことに感謝したい。振り返りの中で発見する課題もあったと思われるし、今回のこの評価結果を残りの指定期間の業務の改善・充実に活かしていただきたい。また、行政においては、指定管理制度の適用と運用の仕組み、評価の仕組みなどにおける課題も明らかになってきている。可能な改善を図るとともに、次期指定管理者選定に向けて、より望ましい仕組みとなるような見直しが求められる。

近年、成熟社会における文化芸術の社会的な役割、コミュニティへの効果など従来の文化芸術振興に留まらない文化芸術の持つ可能性が注目されてきている。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムは、リオ大会の終了を受けて、東京のみならず全国各地での取組みが始まっている。2020 年以降の文化芸術振興のあり方までを見据えた（レガシー）、文化芸術活動のうねりが起きようとしている。

逗子市においては、そのうねりにのまれるのではなく、小さくても自らそのうねりを起こしていくような取組みを進められ、その推進の中核に逗子文化プラザホールがあることを期待したい。

逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会

## I 評価の仕組み等

### 1 目的

「逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会規則」第2条第2項に基づき、指定期間の中間において前半期の管理運営状況の総括的な評価を行う。もって、指定管理者における後半期の業務改善に活かすとともに、逗子文化プラザホールにおける指定管理者制度運用の改善に活かす。

### 2 対象

- (1) 施設名称 逗子文化プラザホール
- (2) 指定管理者 逗子文化プラザパートナーズ  
代表構成員 (株) JTB コミュニケーションデザイン  
(平成28年4月社名変更)  
構成員 (株) 清光社  
構成員 (株) シグマコミュニケーションズ
- (3) 指定期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

### 3 方法

評価は、委員会が設定した選定時の評価項目を中間評価の項目とした。中間評価の意味から、前半期における成果・達成状況と課題、後半期に向けた課題の解決の方策や取組みなど、総合的な評価を行うこととした。また、評価は中間評価であることも踏まえ、定量的な評価よりも定性的な評価を中心に行ったが、結果はわかりやすい数値としての表示を行うこととした。

次の(1)から(3)の3つの資料等に基づき、全ての委員による協議のうえ、行った。

- (1) 中間評価のために作成した書類
  - ア 指定管理期間前半期の指定管理者自己評価表  
評価項目について、指定管理前半期における成果と課題、及び後半期に向けた方針等を含めた総括的な自己評価の実施を指定管理者に依頼し、「指定管理評価自己評価表」の提出を求めた。これについては、一度提出の後、委員から追加質問を行い、補足説明資料等の提出も求めた。
- (2) 指定管理業務に関する書類
  - ア 平成26・27・28年度逗子文化プラザホール事業計画書
  - イ 平成26・27年度逗子文化プラザホール事業報告書
  - ウ 平成26・27年度利用者アンケート報告
  - エ 上記の他、評価に必要な書類、電子情報等
- (3) 指定管理者へのヒアリング

#### 4 委員会委員

委員長	永山 恵一	(株)政策技術研究所代表取締役
副委員長	田中 肇	逗子市文化協会会長
委員	富野 良視	KAAT 神奈川芸術劇場副館長
委員	平田 由紀子	ひらた税理士事務所

#### 5 スケジュール

平成 28 年 7 月 25 日	第 1 回委員会開催	評価方法及びスケジュール決定
平成 28 年 8 月 10 日		指定管理者への前半期自己評価の依頼
平成 28 年 9 月 1 日		自己評価表の提出と追加質問と回答提出
平成 28 年 10 月 4 日	第 2 回委員会開催	ヒアリング、評価
平成 28 年 11 月 22 日	第 3 回委員会開催	評価報告書の作成

## II 評価結果

### 1 総 評

指定管理者である逗子文化パートナーズは、指定管理者としての指定決定から必ずしも十分な余裕ある時間はなかったと思われるが、平成 26 年 4 月 1 日からの直営から指定管理者制度への運営移行を支障なく進めたことは、中間評価に際して、評価されるべきことと考える。

指定管理業務については、毎年度の事業計画書、事業報告書など必要な書類等の作成、来館者や利用者へのアンケート調査の実施、苦情等の処理の記録、日々の管理記録などの整備、また独自のセルフモニタリングの実施など、着実に進めている。共同体を構成する事業者もそれぞれの専門性を発揮し、業務に当たっている。

今回の中間評価における、41 の評価項目を 5 段階評価し、それらを合計した評価合計点においても、134.5 点と全てが 3 の場合の合計 123 点（全てが 5 の場合の 60%）を超え、基本的な管理運営に支障はなく、概ね計画に即した達成がなされているといえる。

※ 5 段階評価の 3 が「目標が計画に則して達成できた」場合で、それを上回る場合 4、5、下回る場合 2、1 とした。各項目をそれぞれの委員が評価し、その平均点を項目評価点とし、全項目合計値が評価合計点である。末尾評価表参照

また、助成金の獲得に大変努力され、なかなか実現し難い伝統芸能の公演を実施したり、10 周年記念事業として制作した市民参加型事業を多様な形で発展させたり、指定管理者の持つ能力を発揮した取組みなどは特筆される成果といえる。

しかしながら、基本的な業務は確実に遂行されてはいるが、全体として高い評価に至らなかった。また、個別に評価項目を見ていくと、項目評価点が 3 を下回り、中間時点では課題があり、目標達成に向けて後半により一層の努力が必要な項目もある。

大きく 5 つの点を指摘し、後半期における取組みを期待したい。

#### 1. 選定時の評価と期待

公募選定において逗子文化プラザパートナーズが高く評価された点は、商店街など文化関係に留まらない地域との関わりに積極的な提案がなされたことが挙げられる。この点における成果が具体的に見えなかった。地域との関わり、地域全体を見る視点を一層強化することを求めたい。

#### 2. 市民文化活動の支援、市民協働の取組み

ホールから地域に出ていくお出かけ型の事業は積極的に取り組んでいるが、地域での市民文化活動がより一層活性化することに、持てる資源や能力を発揮した取組みが望まれる。また、市民協働について、まだ協働といえる状況よりも施設主導型の参加に留まるように見える。協働に向けたさらなる取組みを期待したい。

#### 3. 広報、パブリックリレーションズ

逗子文化プラザホールを支えるすべての市民（パブリック）との関係性を作っていくことが広報の本質である。ホールに来る、来ないに関わらず、情報の提供、収集のあり方、関係性の作り方について見直しをしてほしい。このことは票券の販売においても、公共ホールとして売っただけではない情報発信について留意されたい。

#### 4. 蓄積された文化資源に対する視点

指定管理者が新たに取組みられた事業や運営の取組みに評価できるものがあるが、指定管理制度導入以前から蓄積されてきた文化資源がホールや地域にはある。こういったものに対して指定管理者の専門的な視点から再評価し、発展させていくことも期待される。

## 5. 行政計画、行政目標との整合性

指定管理者として独自に目標指標や数値を設定して取り組むことは大事であるが、その目標が行政の持つ計画目標等とどのように関わるのかを明確にしておく必要がある。また、平均で3、4割に留まる自主文化事業や貸館における逗子市民の参加率、利用率についても、狙いを明確にし、戦略性をもって取り組まれることを求めたい。

委員会としては、指定管理者の評価がその役割であるが、指定管理者は一定の仕組み、条件の中で業務を行っており、協働の一端を担っている行政に対しても要請をしなければならないと考える。以下2点を指摘したい。

### 1. モニタリング、評価の仕組みの再構築

指定管理者制度は、評価の仕組みが制度運用の重要な要素である。多様なレベルでのPDCAサイクルが働くことで、適正な業務が維持される。制度的には月次のモニタリング、年次の評価、事業計画や事業報告の協議、さらに外部委員による外部評価などがある。これらが全体として適切に運用され行政と指定管理者が常に情報共有できるような仕組みの再構築が必要である。

### 2. 逗子文化プラザホールの役割、位置付けの再確認と明確な方針の提起

劇場・音楽堂は「新しい広場」であり、すべての人々の社会参加を促がす社会機関であるなどともいわれる（「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」）。逗子市における逗子文化プラザホールの役割、位置付けについて、第一期の成果を踏まえて再考することが望まれる。具体的には「業務の基準」のあり方を見直し、より具体的に政策的な意図、狙いを明示すべきである。これは設置者責任として求められる。

## 2 評価の詳細

### (1) 運営の基本方針

指定管理業務は、「業務の基準」を基に選定時に作成、提出された「提案書」を基本に、基本協定書を結び、毎年度の事業計画等に基づき執行されていくものである。しかし、優れた事業者ほど、年数が経ていくと独自の取組みを展開していく中でそもそもの根っこを忘れる場合がある。逗子文化プラザホールの基本的な4つの使命(ミッション)「まちづくり」「地域文化」「芸術文化」「協働」は、常に根幹と認識して業務に当たってほしい。また、地域密着型の文化施設として、基本的な人口構成や就業構造、交通体系など都市の特性、市民の生活行動にも目配せをし、事業に反映させて欲しい。

### (2) 自主文化事業への取組み

自主文化事業については、助成金の獲得に努力され、実現が難しいような鑑賞事業等の実施など、専門性を発揮した取組みが見られる点は評価される。また、ホール開館10周年記念事業として実施した「なぎさのたいよう」は、コンドルズの協力も得て、継続的に発展させていくなど、今後の展開も楽しみな事業といえる。

一方、地域の文化資源を活かした創造事業や市民文化活動の支援については、計画的に展開していくような枠組みが十分に見えない。特に市民文化活動の支援については、自主文化事業の枠にとどまらず、舞台技術など施設運営全体において、持てる専門性をどう活かせるのか、積極的な関わりの仕組みを検討されることを期待したい。

逗子文化プラザホールは、既に10年の歴史をもっていることから、継続的に実施され、蓄積を積み上げてきている事業もある。自らの企画した事業ではないが、そのような事業の持つ資源性や発展性を専門的な立場から評価し、今後どのように展開させていくことが

可能かなどについて、提案し、行政と協議するなどの取組みが期待される。

入場率の目標設定が低いと思われる。また、入場率を高めていくための方策については、広報など情報発信、営業、マーケティングを一層強化するとともに、できるだけ満席に近づけるための方策を、公共的な視点も含め、様々に考えてほしい。また、鑑賞事業などにおける逗子市民率は平均では3割前後であるが、戦略的に広域に向けた事業であるのか、できるだけ市民に訴求する事業でありたいのかなど明確にしながら企画をしてほしい。数字の中味にも十分に配慮し、結果の数字の説明能力を高めてほしい。

### (3) 運營業務への取組み

大きなトラブルなく運営をしてきており、利用者への対応、苦情等への対応も適切になされていると思われる。

利用率は一定の水準に達してはいるが、逗子文化プラザホールは逗子市の中では充実した設備・空間を持った貴重な資産であるので、利用率の向上のためにも、空いている施設の利活用についてもっと工夫がなされることを期待したい。また、利用者のうち逗子市民利用率が4割程度となっているが、この掘り起こしにも取り組まれない。

施設の持つ多様な機能、利用形態や活用法などについて十分に発信、潜在利用者層に伝わっているとは言い難い。こんな利用もできるといったことが一目でわかるように、貸館営業ツールの見直し、充実を一層図ってほしい。

公演の無い時でもにぎわう施設づくりについて、より一層の工夫をしてほしい。ギャラリーなども利用の無い期間については、ただ空けておくのではなく、人を呼び込む工夫を図るなどが期待される。ホールの来館者数、施設としての来館者数などを目標指標として設定することが求められる。

逗子文化プラザホールは、逗子市域の文化的拠点であり、中核的役割を持つものである。施設の事業、運営にとどまらず、地域全体の市民文化活動の状況、特別な活動や行事などにも敏感に反応できるような、常時の情報収集力（集めるから集まる場所に）、感度を高める体制をとってもらいたい。そのことが市民との距離、関係性をより強めるものとなると考えられる。

市民文化団体等は、マネジメントの能力は一般的に高くない。企画から実施までの運営、票券管理など、マネジメント専門人材である指定管理者として可能な助言や支援をより一層期待したい。その一環として、市民団体の票券預かり販売の改善なども検討をしてほしい。

### (4) 広報活動への取組み

広報については、既存の媒体の内容的な見直しや配布先・方法の見直し、情報発信のタイミングやサイクルの見直し、全体的な広報ツールの機能と役割などの再整理などに取り組んでもらいたい。特に、市民かさらに広域か、どのような層に訴求するのか、広報戦略をしっかりと持ってもらいたい。公共ホールの使命としてチケットが売ればよい広報ではなく、文化振興としての広報のあり方、市民共有のブランド形成についても考えてもらいたい。同時に、市民の広報協力の体制の充実、市民の文化活動の広報支援にも工夫を求めたい。

広報は、パブリックリレーションズであり、逗子文化プラザホールを支えているすべての市民（ステークホルダー）との関係性を構築することであると考えるほしい。そのことはホールを持続的な存在を可能にする源にもなる。公共施設としての存在意義をすべての市民から認知されるための広報、関係性づくりのための活動であることを確認してほしい。

#### (5) 管理業務への取組み

施設維持管理については、かなり異なる機能を有する施設が複合する特殊な建物・設備であるが、大きな事故、トラブルもなく、安全の確保、安定的でリスクを低減させる取組みがなされてきているといえる。危機管理についても体制整備はなされているが、例えば防災訓練で指摘された事項等について、直ちに主体的な取組みを提案、実施するなどの迅速な対応が望まれる。

舞台設備等の運用管理については、専門性を十分に発揮された、安全管理、運用管理がなされているといえる。利用者等への専門的アドバイスや支援についても的確に行われている。舞台技術は舞台芸術活動においては、表現活動を支える創造的な技術の集成であり、重要な要素である。多様な利用者の活動実態に沿った支援を継続されることを期待したいが、さらにいえば、持てる専門性を地域の様々な文化活動で、活かせるような取組みを図ってもらいたい。事業における「市民文化活動の支援」の枠組みは事業に留まらず、舞台技術の面でも大きな貢献ができると考える。

舞台技術講習会なども、地域の実態や現状を見ていくと、必要とする対象はかなりいると思われるし、狭い意味でのホール運営の設備の技術ではない、広い意味での演出の向上につながる技術などにも支援を期待したい。

#### (6) 市民協働への取組み

逗子文化プラザホールのような地域の文化施設では、市民協働が重要な機能であり運営の要素である。協働自体が市民文化振興の一つと言ってもよい。この市民協働、さらにはボランティアについて、取組みの再検証を求めたい。

ボランティアについて、ボランティアの育成事業の実施、施設主導のボランティア体験参加的な段階を超え、本来的なボランティアの導入に至っているかは疑問である。ボランティアライターにしても、現状では研鑽者ではあるが、ボランティアには至っていないのではないかと。市民協働も同様であり、ボランティア、協働について、その本来的なあり方を目指して、さらなる段階に進んでもらいたい。

#### (7) 目標設定と自己評価

目標の設定項目、目標値については、行政としての政策目標、計画目標などとの整合化を図ってほしい。また、入場率の目標値については見直しを求めたい。これは事業収支計画にもかかわることであるが、一般的な自主文化事業運営からして適正な数値とは思えない。また固有の理由や事情があるのであれば、それを明示して説明力を高めてほしい。

利用者アンケートなどを実施し、報告書などもまとめられているが、内容を見ると形式的に処理、分析している面がある。調査から利用特性を分析したり、それによる方策を検討したりするならば、しっかりと調査フレームワークを建てて実施・分析してほしい。やっただけにとどまるのであれば、労力をかけても勿体ない状況といえる。

セルフモニタリングを実施していることは高く評価される。事業体としての評価という側面もあるので、その部分は独自の内部的な評価軸で問題はないが、指定管理者としての自己評価の部分の評価軸は、業務の基準や協定書との整合性が望まれる。評価軸の共有化は今後の課題としてほしい。

#### (8) 収支予算及び実績

収支については、適切に管理、計画的執行がなされ、赤字を生むことなく健全であるといえる。ファンドレイズなどの収入向上努力も見られる。

ただし、予算と決算のかい離が大きいことについては、不確定要素があることは理解されるが、的確な説明ができるような透明性が望まれる。



指定管理者の経営努力による余剰は適切なものであり、インセンティブとして当然の収入であるが、事業活動全体を見ると、例えば広報や市民協働の取組みへの追加投資などに一部充てるなど、活動強化のための投資に使うことも検討されたい。

#### (9) その他

指定管理者は、文化振興、アートマネジメント、施設管理運営、舞台技術管理運営、施設設備維持管理など多様な業務の専門人材の集合であると認識している。特に文化芸術振興については、近年、「文化芸術立国」の取組み、東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムなど、国を挙げて取り組む方向にあり、様々な動きがある。そういった動きについて、敏感であり、情報を有し、最新の動向等の情報を提供できることも、その専門性の発揮として期待したい。

### Ⅲ 今後の課題

今回の評価はあくまでも指定管理期間の中間時点のものであり、指定管理者は指定管理期間全体を通じた計画を持ち、推進していることから、後半期の計画的取組みや前半期を受けての改善の取組みを踏まえて、指定管理者の評価としなければならない。指定管理者においては、期間満了時まで市民文化の振興に向けた努力を続けてもらいたい。

また、指定管理者制度は、指定管理者と行政の協働によって生まれ、高められていくものであることから、行政においても、必要な仕組みの改善、行政としての明確な方針の提示、指定管理者との協議と支援を進めてもらいたい。

平成 29 年度には、平成 30 年度以降の第二期の指定管理者の選定を行うことが予定されている。委員会としては、第一期の成果を踏まえつつ、地域密着型のホール施設という概念をより深め、逗子文化プラザホールの市民文化、逗子という地域における役割、位置付けから再考し、望ましい業務のあり方をより一層具体化、明確化すべきと考える。特に、近年急速に変化している社会環境、オリンピック・パラリンピックなど外部的環境の変化も十分に踏まえることが必要である。

逗子文化プラザホールのこれまでの蓄積や逗子アートフェスティバルにみられるような、活発な市民文化活動からすれば、5 万人規模程度の都市のホールのモデルともなりうる施設であると考ええる。

第二期指定管理者選定に向けて、指定管理業務の基本となる業務の基準等を見直し、指定管理期間を通じた計画的な評価システムなど、制度運営全体の仕組みを再構築することを求めたい。そのうえで、適切な手続きで、公募を行うことが望ましいと考える。

逗子文化プラザホール指定管理者業務評価表

<評価点の基準>

点数	概要
1	目標が達成できていない
2	目標が達成できていない面がある
3	目標が計画に則して達成できた
4	目標よりも優れて達成できている面がある
5	目標よりもはるかに優れた成果を挙げた

項目9「その他」を除き、「3点」を基準とし目標を超えたら「4点」とする。

項目	評価課題	配点		平均
		大項目	小項目	
<b>1 逗子文化プラザホールの運営上の基本方針</b>				
(1) 設置目的に対する考え方	設置目的に対する考え方として提案された事項、特に「協働」について、どのように取組み、実績を上げ、さらに今後どのような課題があるか記載してください。	10	5	3
(2) 指定管理期間（4年間）にわたる総合的な方針	指定管理期間(4年間)にわたる総合的な方針について、どの程度実現できたか、また、どのような課題があり、今後どのように取組むのか記載してください。		5	3
<b>2 逗子文化プラザホールの自主文化事業への取組み</b>				
(1) 逗子文化プラザホールの自主文化事業を行っていく上での方針	次の項目(ア)～(エ)に対して提案された逗子文化プラザホールの取組むべき自主文化事業に対する方針と、指定管理期間中に事業を行う実施方針に対して、逗子文化プラザホールの4つのミッション及び「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」等に関する議論を踏まえて、企画の視点を明確にし、具体的な結果を示してその経過や成果について記載してください。	65	5	3.8
ア 自主文化事業に対する基本的な方針や考え方	(ア)鑑賞系事業について			
	(イ)創造系事業について		5	3
	(ウ)普及系事業について		5	3.3
	(エ)市民文化活動の支援について		5	3
イ 指定管理期間に実施する自主文化事業の実施方針	次の項目(ア)～(ウ)に対して指定管理期間に実施する自主文化事業の実施方針について、どの程度実現できたか、また、どのような課題があり、今後どのように取組むのか記載してください。		5	2.8
	(ア)自主文化事業の達成目標の設定			
	(イ)自主文化事業と貸館のバランスについての考え方		5	3
	(ウ)自主文化事業の営業活動についての考え方、工夫すべき点 指定管理者の特徴を生かしてどのような営業を行い、成果をあげたかを明確にしてください。		5	3.8
(2) 指定管理期間に実施する自主文化事業計画	年度別の取組み方針の具体化、実現度、さらなる課題や28年度計画での実現方針を記載してください。			
ア 指定管理期間（4年間）に実施する自主文化事業の概要と取組み方に対する実現度			5	3
イ 平成26～27年度の自主文化事業の総括的な評価	平成26、27年の2年を評価してください。次の項目(ア)～(エ)ごとに2年分の実績数値だけでなく、企画の経過や連続性を明らかにして記載してください。		5	3.5
	(ア)鑑賞系事業について			
	(イ)創造系事業について	5	3	
	(ウ)普及系事業について	5	3.5	
	(エ)市民文化活動の支援について	5	3.3	
ウ 平成27年度の開館10周年事業	どの程度実現でき、その結果、どのような課題があり、今後はどのように取組むのか記載してください。	5	4	
<b>3 逗子文化プラザホールの運営業務への取組み</b>				
(1) 逗子文化プラザホールの運営を行っていく上での方針				
ア 逗子文化プラザホールの施設運営を行っていく上での基本方針	ア 基本方針について、目標の具体化、実現度を記載してください。	5	3	
イ 以下の項目を踏まえた指定管理期間の運営に関する実施方針	次の項目(ア)～(ウ)に対して指定管理期間に実施する自主文化事業運営に関する実施方針に対して、どの程度実現できたか、また、どのような課題があり、今後どのように取組むのか記載してください。			
(ア)地域への働きかけと他施設との連携、協力、交流の考え方として提案した考え方	(ア)提案した考え方の具体化、実現度について	5	3	
(イ)施設運営業務に係る柔軟な考え方と施設機能を生かした利用者サービス	(イ)提案した利用者サービスの方向性についての具体化、実現度について	5	3	
(ウ)コンプライアンス、個人情報保護についての考え方とその取組み	(ウ)提案した方針についての具体化、実現度とその取組み	5	3	
(2) 利用料金制を前提とした料金設定の方針及び成果	利用料金収入拡大のために取り組んでいる点について記載してください。	5	3	
(3) 運営体制	※ 別紙で現状の組織体制を添付してください。			
ア 運営組織の現状について	これまでの運営の中で、組織の改善、適正化をどのように図り、現在のような形に至ったのか、組織のあり方として特に優れている点、効果を上げた点があれば挙げてください。アルバイトやボランティアなどもあれば記載してください。	5	3	
イ 必要人材の配置と職能の現状について	※ 別紙で現状の配置人員、人材としての経歴等の一覧を添付してください。 運営体制構築のために掲げられた方針の達成度、実現度について記載ください。また、2年の経験を経て、組織的に改善、改革した部分があれば記載してください。 人材育成の取組み、研修等の実績、成果について記載してください。	5	3	
(4) 利用者サービス等				
ア 利用者支援	利用者への支援として提案したサービスで、具体化できているもの、達成の度合い、また、どのような課題があり、今後どのように取組むのか記載してください。	5	3	

逗子文化プラザホール指定管理者業務評価表

項目	評価課題	配点		平均
		大項目	小項目	
<b>4 広報活動への取組み</b>		10	5	2.5
(1) 広報活動の考え方、取組み方針	広報の取組み方針の具体化、実現度について記載してください。			
(2) 広報紙の充実、その他の広報ツールや広報活動について	広報ツールや活動について、充実を図ったことや新規の取組みについて記載してください。		5	2.5
<b>5 逗子文化プラザ及び逗子文化プラザホールの管理業務への取組み</b>		30	5	3
(1) 管理業務を行っていく上での基本的な方針	提案された方針の具体化、実現度について記載してください。			
ア 逗子文化プラザ全体の管理業務に対する考え方	文化プラザの一体管理の効果、効率化はどのように成果として現れていますか。また、反対にどのような課題がありますか。			
イ 逗子文化プラザホールの管理業務に対する考え方	文化プラザホールの維持管理の特性や課題を踏まえて、どのように的確に行われている点などを記載してください。			
ウ 逗子文化プラザホールの舞台技術、管理運営業務について	舞台設備等の維持管理、運用管理について適切に行えたか。また、予防保全の実績や今後に向けた課題があれば記載してください。			
	舞台技術の普及、育成、設備等の利用法の指導などの取組みについて、その実績と成果を記載してください。			
(2) 施設の安全管理に対する考え方とその取組み	施設を安全に管理し、利用者に提供していくための考え方と、それらを実現していくための取組みや方法について、具体的な結果を示しながら経過、成果を記載してください。			
ア リスクマネジメント等の考え方		5	2.8	
イ 平常時の体制、非常時の体制				
(3) 業務実施体制について	業務実施体制についての考え方と、それらを実現していくための取組みや方法について、具体的な結果を示しながら経過、成果を記載してください。	5	5	3.3
ア 業務実施体制についての考え方				
イ 外部に委託した業務と委託先				
ウ 職員及び委託事業者への教育や研修等				
<b>6 市民協働への取組み</b>		15	5	3
(1) 市民企画事業に対する考え方とその取組み	市民企画事業に対する考え方とその取組みとして提案された方針等について、具体化、実現度など成果を記載してください。			
ア 市民企画事業の位置付け				
イ 市民企画事業の今後の展開				
(2) 市民ボランティアに対する考え方とその取組み	具体的な結果を示しながら経過、成果を記載してください。	5	5	3
ア 市民ボランティアの活用について				
イ 市民ボランティアへ支援について				
(3) その他市民協働に対する取組み	その他、市民協働に対する取組みがあれば、具体的な結果を示しながら経過、成果を記載してください。	5	5	3
<b>7 目標設定と自己評価の考え方</b>		15	5	2.8
(1) 目標設定	目標設定と自己評価の考え方等の提案について、その具体化、実現度について記載してください。			
ア 指定管理期間中の達成目標とその取組み				
(2) 自己評価の考え方とその取組み		5	5	3
ア 自己評価の実施方針	自己評価の実施方針とその取組みについて記載してください。			
イ 想定される評価の実施時期、実施項目など	PDCAサイクルに基づき、評価をどのように業務に反映しているか等、提案された評価の体制に対して、経過及び成果を記載してください。	5	5	3
<b>8 収支予算書及び実績</b>		15	5	3
(1) 収支に関する基本的な考え方	次の項目ア～ウについて平成26、27年度の収支の実態、及び課題について記載してください。			
ア 収入向上の努力				
イ 支出削減の努力		5	5	3
ウ 指定管理期間中の収支状況		5	5	3
<b>9 その他</b>		15	5	2.8
(1) 指定管理者として決定以降の文化環境等の変化について	指定管理者として決定以降の文化環境等の変化による課題について、どのように認識しているか記載してください。			
(2) 逗子の文化状況、資源、可能性として特筆される点などについて	逗子の文化状況、資源、可能性として特筆される点は、どこにあると考えるかを記載してください。			
(3) 平成28、29年度において取組むべきと認識する大きな課題について	指定管理期間の後半に当たる平成28、29年度において取組むべきと認識する大きな課題について、どのように考えているか、記載してください。	5	5	3
合計		205	134.5	